

## **【事案Ⅲ－５】自然災害共済金請求**

・2022年3月10日 裁定終了

### **<事案の概要>**

申立人は、2018年9月の台風21号（以下「本件台風」という。）による屋根および外壁の罹災について、被申立人に自然災害共済金を請求したところ、外壁については経年劣化が原因と判断され、共済金が支払われなかったことを不服として、裁定の申立てをしたもの。

### **<申立人の主張>**

#### 1. 申立ての趣旨

被申立人らは、申立人に対し、本件台風の被害で、屋根および外壁の損壊について、自然災害共済金として、既に支払われた屋根の修理代金538,780円を除く、外壁修理工事分1,247,290円を申立人に支払え、との判断を求める。

#### 2. 申立ての理由

市の消費者相談室から紹介された1級建築士に調査してもらったところ、同建築士は、外壁の被害は、台風による風圧が直接の原因と考えるのが自然で、明らかに経年劣化によるものではないことから、共済金は支払われるべきとしている。なお、外壁は2005年9月に、全面張替えのリフォームを行っている。

### **<共済団体の主張>**

#### 1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、との判断を求める。

#### 2. 申立ての理由に対する答弁

申立人は、「外壁が隆起しているのは台風の風圧力が割れ（隆起）の直接の引き金になった」と主張するが、被申立人が実施した損害調査鑑定結果を踏まえると、当該外壁は建物と建物間の外壁であり、外壁や目地に剥がれている箇所もなく、雨・風が浸透し凸、浮きが生じたものとは考えられず、一過性の台風で発生した損傷とは言い難く、申立人の主張は失当である。

### **<裁定の概要>**

「申立人の請求は、認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

当審議会は、申立人および被申立人らの主張内容、提出証拠の精査・検討に加え、中立的な第三者である専門機関に、申立人、被申立人ら双方から提出された書面および写真を含む証拠関係資料等を提供し意見を聴取した。その結果、申立人が主張

する共済建物の損傷が本件台風による風災により生じたとするには疑問があり、また、同様の判断をした専門機関の意見は、事実を即した合理的な推論ないし意見とすべきであることから、申立人の請求は認められないと判断した。